

<b>事業名称</b>	<b>空き家対策推進のための全国的な協議・検討の場の設置・運営事業</b>
<b>事業主体名</b>	一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会
<b>連携先</b>	総社市等
<b>対象地域</b>	全国
<b>事業の特徴</b>	・空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応策を協議・検討する場を設ける。
<b>成果</b>	・全国空き家対策推進協議会設立総会の開催・配布資料（会則等）の作成 ・全国空き家対策推進協議会部会の設置・配布資料の作成 ・全国空き家対策推進協議会ホームページ（掲示板等）の作成（仕様書・運用マニュアル等の作成等含む）・公開 ・全国空き家対策推進協議会部会の検討に係る調査の実施・調査票の作成
<b>成果の公表先</b>	全国空き家対策推進協議会ホームページにおいて公表 <a href="https://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/zenkokuakiya/">https://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/zenkokuakiya/</a>

## 1. 事業の背景と目的

現在、全国の地方公共団体等が取り組む空き家対策において以下の課題がある。

- ① 全国において空き家対策の実施にあたり多様な課題が発生しているが、これらの課題や課題解決のために必要な専門知識・ノウハウ等の情報が不足している。
- ② 地方公共団体が空き家対策を推進する上でネックとなっている所有者の特定や所有者不在空き家についての課題や、空き家所有者の効率的な探索方法、及び所有者不在空き家等に係る財産管理人制度の活用推進方策等について、専門知識・ノウハウ等の情報が共有化されていない。
- ③ 全国版空き家バンクへの登録促進方策、及び空き家・空き地の活用促進方策等について、課題やノウハウ等の情報が共有化されていない。

そこで、空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応策を協議・検討する場を設け、実践的な政策提言の実現、蓄積したノウハウ等の周知を図ることを目的とし、会員として地方公共団体及び専門家団体で構成される全国空き家対策推進協議会を設立、運営する。特に、本協議会では、会員を対象として、以下の情報共有の実施を行う。

- ① 会員及び専門家等より空き家対策に係る課題について解決事例、対策案、及び意見等を収集し、部会で検討を行う。これら検討された事例等で空き家対策に有効な情報は、当方が作成するホームページにおいて会員を限定として公表する。及び、当協議会、又はこれら部会等において、一般に公表・周知すべきものとされた情報、若しくは、情報提供をされた会員等に一般公表することに了承を得られた情報については、同様にホームページ等により公表を行う。
- ② 直上①のホームページにおいて、掲示板機能を付与し、会員同士の自由な意見交換により、様々な空き家対策に係る認識、考え方等の情報共有を促す。

## 2. 事業の内容

### (1) 事業の概要と手順

交付決定（8月10日）から事業終了までの間、事業の内容と手順を以下のように進めた。

表1 本事業の概要と手順について

事業項目	細項目	平成29年度										
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国の地方公共団体等が取り組む空き家対策に係る課題の対応	全国空き家対策推進協議会の設立(総会・研修会開催)			●								
	②企画・普及部会の設置					●				●		
	③所有者特定・財産管理制度部会の設置						●			●		
	④空き家バンク部会の設置							●				
	⑤②～④の部会検討に係る調査					—			—	—		
	⑥全国空き家対策推進協議会ホームページの作成					—	—	—	—	—		
	⑦全国空き家対策推進協議会ホームページの公開・運営									—		

全国空き家対策推進協議会設立にあたり、全ての都道府県及び市区町村に対して設立総会への出席を伺うとともに本協議会への参加を呼びかけた。並行して、法務、金融、不動産、建築、福祉等の専門家団体に対しても参加をお願いした。これら呼びかけ等に対して了承をいただいた都道府県及び市区町村を正会員とし、専門家団体を協力会員として本協議会を発足し、設立総会開催以降に新たに参加意向の申し出をされた市区町村の参加も認め、現在に至る。

及び、政策等の知識を有する国立研究開発法人建築研究及び国土交通省国土技術政策総合研究所の担当者に顧問として部会への出席をお願いし、指導・助言を求めた。

本協議会は、これら正会員・協力会員・顧問により構成されている。更に、今後、市区町村により協議会に参加したいとの申し出があれば、会費の徴収、条件等を求めず入会を認める。この入会の一番のメリットとして考えられることは、他の地方公共団体との空き家対策に係る情報の共有、又は事例の入手ができ、直面している、又は発生するであろう空き家対策の課題に対しての解決の糸口・材料を得ることができる。

また、本協議会の設立意義において、地方公共団体が取り組む空き家対策の課題解決を目的としているため、一般の方への入会については、会則に従い、不可になる。これら一般の方への情報提供に関しては、本協議会において空き家増加の対策のために一般の方への空き家に係る周知の実施が必要であると決定された場合、ホームページ等により情報提供を行う。

及び、一般の方とは異なる本協議会に入会されていない地方公共団体に対しては、本協議会の活動状況はホームページにおいて報告し、本協議会（又は部会）において最終的に検討された課題解決策又は整理した事例集等については、本協議会（又は情報提供された会員）の了承を得て、同様に公開したい。

この他、各地方公共団体が実施している空き家対策支援制度等の情報は、一般の方による空き家対応及び地方公共団体が取り組まれる空き家対策支援に対して有益な情報となるため、検索サイトとして一般に情報提供を行う。

## (2) 事業の取組詳細

### ① 全国空き家対策推進協議会設立総会の開催

平成 29 年 8 月 31 日に全国空き家対策推進協議会設立総会（正会員（都道府県及び市区町村）数 998 団体、協力会員（専門家団体）23 団体、顧問 2 名により構成）を開催し、協議会会則の制定及び会長、副会長を選定するとともに、企画・普及部会、所有者特定・財産管理制度部会、空き家バンク部会の 3 つの部会設置を決定した。その後、研修会を開催し、学識経験者による基調講演及び見附市等の会員による取組み事例発表を行った。

<b>全国空き家対策推進協議会設立総会</b>	
<b>式次第</b>	
平成 29 年 8 月 31 日（木） 午後 1 時 30 分から（約 2 時間） すまい・るホール	
<b>第一部 設立総会</b>	
1. 開会	
2. 国土交通省あいさつ 国土交通副大臣 牧野 たかお 様 国土交通大臣政務官 築 和生 様	
3. 議題 (1) 協議会設立趣旨 (2) 会則決議 (3) 会長・副会長選出、あいさつ (4) 部会について	
<b>第二部 研修会</b>	
1. 基調講演 「空地・空家の発生メカニズム」 日本大学経済学部教授 中川 雅之 様	
2. 国の取り組み、施策の紹介（国土交通省等）	
(1) 「空き家対策の推進」	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 室長 澁谷 浩一 様
(2) 「全国版空き家・空き地バンクの構築について」	国土交通省土地・建設産業局不動産課 調整官 飯沼 宏規 様
(3) 「空き家対策に係る総務省施策について」	総務省地域力創造グループ地域振興室 課長補佐 小野 裕一朗 様
3. 地方公共団体による取組事例の発表（3 団体）	
(1) 「見附市における空き家対策」	新潟県見附市企画調整課 小師 祐介 様 市民生活課 長谷川 大樹 様
(2) 「空き家を活用した移住・定住促進の取り組み」	高知県四万十町にぎわい創出課 高瀬 直史 様
(3) 「空き家対策と I J U ・定住促進事業」	群馬県桐生市都市整備部空き家対策室定住促進係 峰岸 靖子 様

図 1 全国空き家対策推進協議会設立総会式次第

## 「全国空き家対策推進協議会」の設立について

### 1 趣旨

我が国では、少子高齢化の進展等により、空き家が年々増加しており、今後もさらなる増加が見込まれ、空き家問題への対応は喫緊の課題となっている。平成27年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、都道府県、市区町村においては、着実に取り組みを進めているところであるが、取り組みに当たっては様々な課題が生じてきている。

こうした地方公共団体の機運の高まり、取り組みの広がりを踏まえ、空き家問題に係る情報の交換・共有、民間事業者や法務、不動産等の専門家等と連携し、対応策の協議・検討、及び実践的な空き家対策について政策提言等を行うために、この度、全国的な組織として「全国空き家対策推進協議会」を設立することとする。

この下に、複数の部会を設け、実務担当者との意見交換や専門家の知見をいただきながら、具体的課題の解決に向けた検討等を実施することにより、地方公共団体における空き家対策の一層の推進を図るものである。

### 2 協議会の構成

- ・正会員：地方公共団体（都道府県、市区町村）
- ・協力会員：民間事業者・団体（法務、金融、不動産、建築、福祉等）
- ・顧問：国土技術政策総合研究所担当官、国立研究開発法人建築研究所担当官等

### 3 主な活動内容

- ・空き家対策に関する情報の交換と共有
- ・共通する具体的課題等について専門家と連携した対応方策の協議・検討
- ・実践的な空き家対策についての政策提言
- ・蓄積した空き家対策のノウハウ等の周知・普及

図2 「全国空き家対策推進協議会」の設立について

## 全国空き家対策推進協議会会則

### (名称)

第1 本会は、全国空き家対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2 協議会は、空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応方を協議検討し、実践的な空き家対策について政策提言を行い、その実現を図るとともに、蓄積したノウハウ等の周知普及を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第3 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 空き家対策に関する情報の交換と共有
- (2) 共通する具体的課題等について専門家と連携した対応方の協議・検討
- (3) 実践的な空き家対策についての政策提言
- (4) 蓄積した空き家対策のノウハウ等の周知・普及
- (5) 前各号に定めるもののほか必要と認める事業

### (構成員)

第4 協議会は、以下の構成員をもって構成する。

- (1) 空き家対策に取り組む市区町村及び都道府県（以下、「正会員」という。）
- (2) 不動産関係団体、法務関係団体等の連携専門家団体（以下、「協力会員」という。）
- (3) 学識経験者、国土技術政策総合研究所担当官等の顧問（以下、「顧問」という。）

### (役員)

第5 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 団体
- (2) 副会長 1 団体
- 2 会長は、正会員の中から互選し、会議を代表する。
- 3 副会長は、正会員の中から会長が指名し、会長を補佐する。

図3 全国空き家対策推進協議会会則（1 ページ目）

### **(部会の設置)**

第6 協議会に、企画・普及部会、所有者特定・財産管理制度部会、空き家バンク部会の3つの部会を置く。

- 2 各部会に部会長を置き、部会長は、正会員の市区町村から会長が指名する。
- 3 各部会の構成員は、正会員の市区町村の中から選出する。

### **(部会の役割)**

第7 各部会の役割は以下のとおりとする。

- (1) 企画・普及部会は、協議会全体の取組方針等についての協議・検討、先進的な取組を見極めた情報提供、政策提言案の検討を行う。
- (2) 所有者特定・財産管理制度部会は、空き家所有者の効率的な探索方法等の検討、所有者不在空き家等に係る財産管理制度の活用推進方策等の検討を行う。
- (3) 空き家バンク部会は、空き家バンクへの登録促進方策、空き家・空き地の活用促進方策等の検討を行う。

### **(会費)**

第8 会費は徴収しない。

### **(事務局)**

第9 協議会の運営事務局は、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会とする。

### **(雑則)**

第10 上記の他必要な事項は、会長が定める。

### **附則**

この規約は、平成29年8月31日から施行する。

図4 全国空き家対策推進協議会会則（2ページ目）

② 部会設置事前調査の実施

全国空き家対策推進協議会部会設置にあたり、当該部会への参加意向及び部会において検討してほしい検討テーマ及びその理由等について、正会員を対象にアンケート調査を実施し、128件回答をいただき、整理した。主に、空き家発生予防、流通困難な空き家に対する対応、空きや所有者特定方法、財産管理制度の活用方法、空き家バンクの促進方法等についての課題があがった。

全国空き家対策推進協議会 部会参加意向アンケート調査票																	
地方公共団体コード		団体名															
担当課・係名		担当者名															
電話番号																	
E-mail																	
<p>【問1】 部会参加の有無と参加する部会 該当欄にチェックして下さい。</p>																	
参加する	<input type="checkbox"/>	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">部会</th> <th style="width: 20%;">希望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①企画・普及部会</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②所有者特定・財産管理制度部会</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③空き家バンク部会</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	部会	希望	①企画・普及部会	<input type="checkbox"/>	②所有者特定・財産管理制度部会	<input type="checkbox"/>	③空き家バンク部会	<input type="checkbox"/>						
部会	希望																
①企画・普及部会	<input type="checkbox"/>																
②所有者特定・財産管理制度部会	<input type="checkbox"/>																
③空き家バンク部会	<input type="checkbox"/>																
<p>【問2】 参加を希望された方は、希望した部会で検討して欲しい検討テーマとその理由（具体的な課題等）、期待する成果を、できるだけ具体的に記入して下さい。 ※部会での検討の参考とさせていただきます。</p>																	
検討テーマ																	
テーマ選定理由	例) 現場で困っている具体的な課題やその背景にある要因など																
期待する具体的な成果	例) 他市町村との連携体制、住民票・戸籍情報等の共通様式化、法制度など																
<p>【問3】 全会員にお聞きします。財産管理制度活用の有無と実績にお答え下さい。</p>																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">制度活用の有無</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">なし</th> <th style="width: 50%;">あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	制度活用の有無		なし	あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">財産管理制度の活用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> </tbody> </table>	財産管理制度の活用件数			件		件
制度活用の有無																	
なし	あり																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
財産管理制度の活用件数																	
	件																
	件																
<p>【問4】 全会員にお聞きします。所有者の効率的な特定方法に関する先進的な取組事例の有無と事例がある場合の具体的な取組み内容についてお答え下さい。</p>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事例の有無</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">なし</th> <th style="width: 50%;">あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	事例の有無		なし	あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">事例の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </tbody> </table>		事例の概要							
事例の有無																	
なし	あり																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
事例の概要																	

図5 部会参加意向アンケート調査票

③ 第1回企画・普及部会の開催

企画・普及部会への参加の意向をいただいた市区町村を部会員（25団体）に選定し、平成29年11月6日に第1回企画・普及部会を開催した。当部会の設置要綱及び部会長を決定するとともに、全国空き家対策推進協議会ホームページの立ち上げ、②の調査結果をもとに今後の部会において検討すべき課題テーマの把握、及び今後の課題等の対応について検討が行われた。

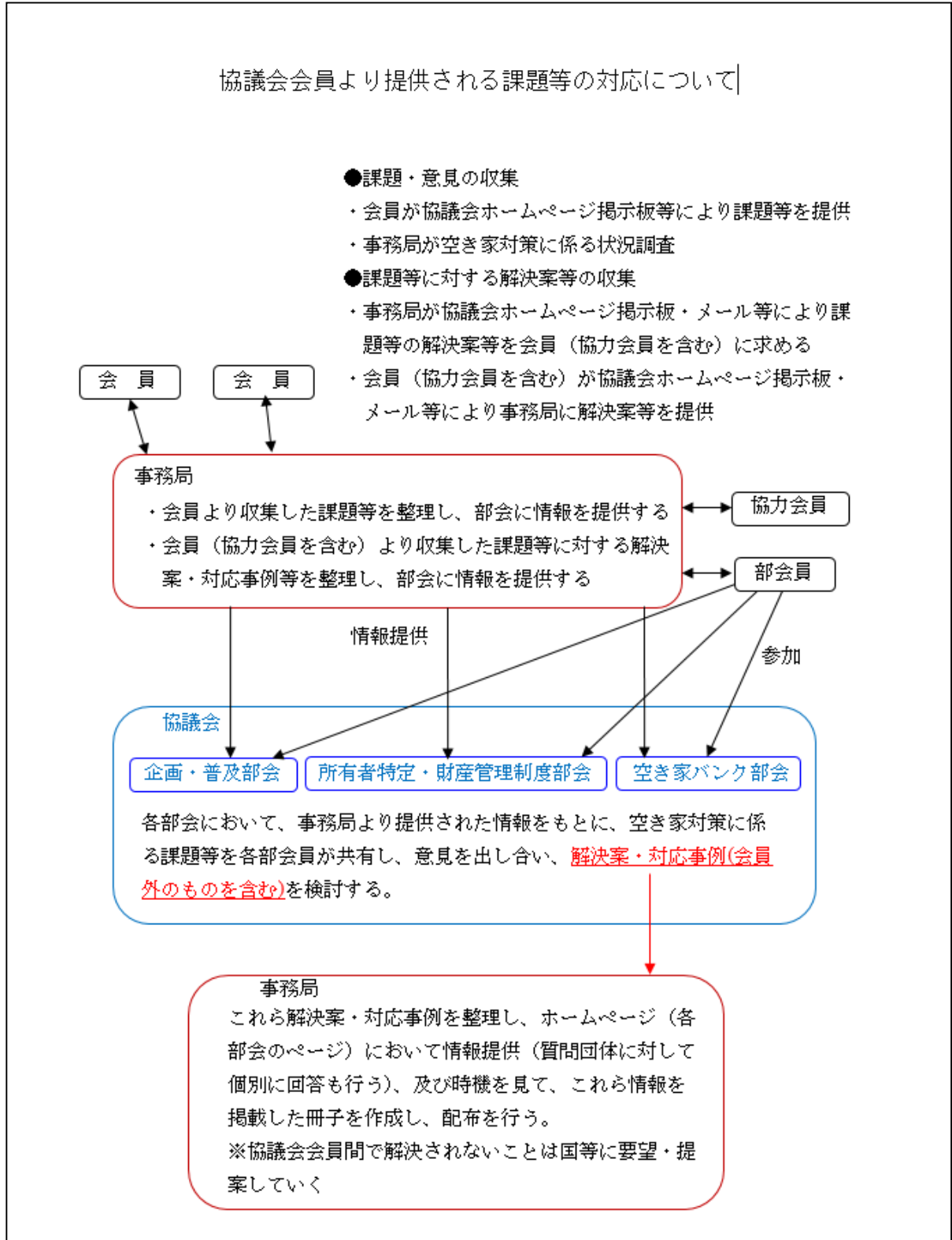


図6 協議会会員より提供される課題等の対応について



④ 企画・普及部会検討に係る情報提供依頼の実施

③の調査の回答をもとに、企画・普及部会において検討すべきテーマを5項目（発生予防、土地・建物所有者が異なる場合、空き家流通困難、伝統的空き家活用、その他）に分けて、取組事例、課題解決策案、及びその他意見等について、協議会会員を対象に情報提供を実施し、正会員より181件及び協力会員より5件回答をいただき、整理した。課題解決の参考なる詳細な事例、意見等を収集できた。

<b>企画・普及部会検討課題に関する調査票</b>	
<b>本調査に係る問合せ先</b>	
<b>団体名</b>	
<b>担当部署</b>	
<b>担当者名</b>	
<b>電話番号</b>	
<b>Eメールアドレス</b>	
<b>①発生予防に関する取組事例・課題解決策案・意見など</b>	
<b>テーマ</b>	
<b>課題</b>	
<b>取組事例・課題解決策案</b>	
<b>その他意見等</b>	

図7 協議会会員より提供される課題等の対応について（例：発生予防について）

⑤ 組織体制関連情報収集の実施

組織体制について、企画・普及部会員を対象に情報提供を依頼し、19件回答をいただき、整理した。主に、各部会員の空き家対策主務部署と主務部署以外の空き家対策関係部署の規模、連携状況等が確認できた。

⑥ 第2回企画・普及部会の開催

平成30年2月21日に第2回企画・普及部会を開催した。②及び④の調査結果をもとに、今後の部会において優先的に検討すべき課題項目を抽出するため、ワークショップによる検討が行われた。部会の開催時間が短時間であったため、全て抽出完了までに至らず、今後、部会長を中心に検討結果をとりまとめる予定である。

⑦ 第1回所有者特定・財産管理制度部会の開催

所有者特定・財産管理制度部会への参加の意向をいただいた市区町村より、実績・地域性等を考慮して部会員（18団体）を選定し、平成29年11月15日に第1回所有者特定・財産管理制度部会を開催した。当部会の設置要綱及び部会長を決定するとともに、②の調査結果をもとに今後の部会の検討方向（財産管理制度活用事例調査の実施等）について検討が行われた。

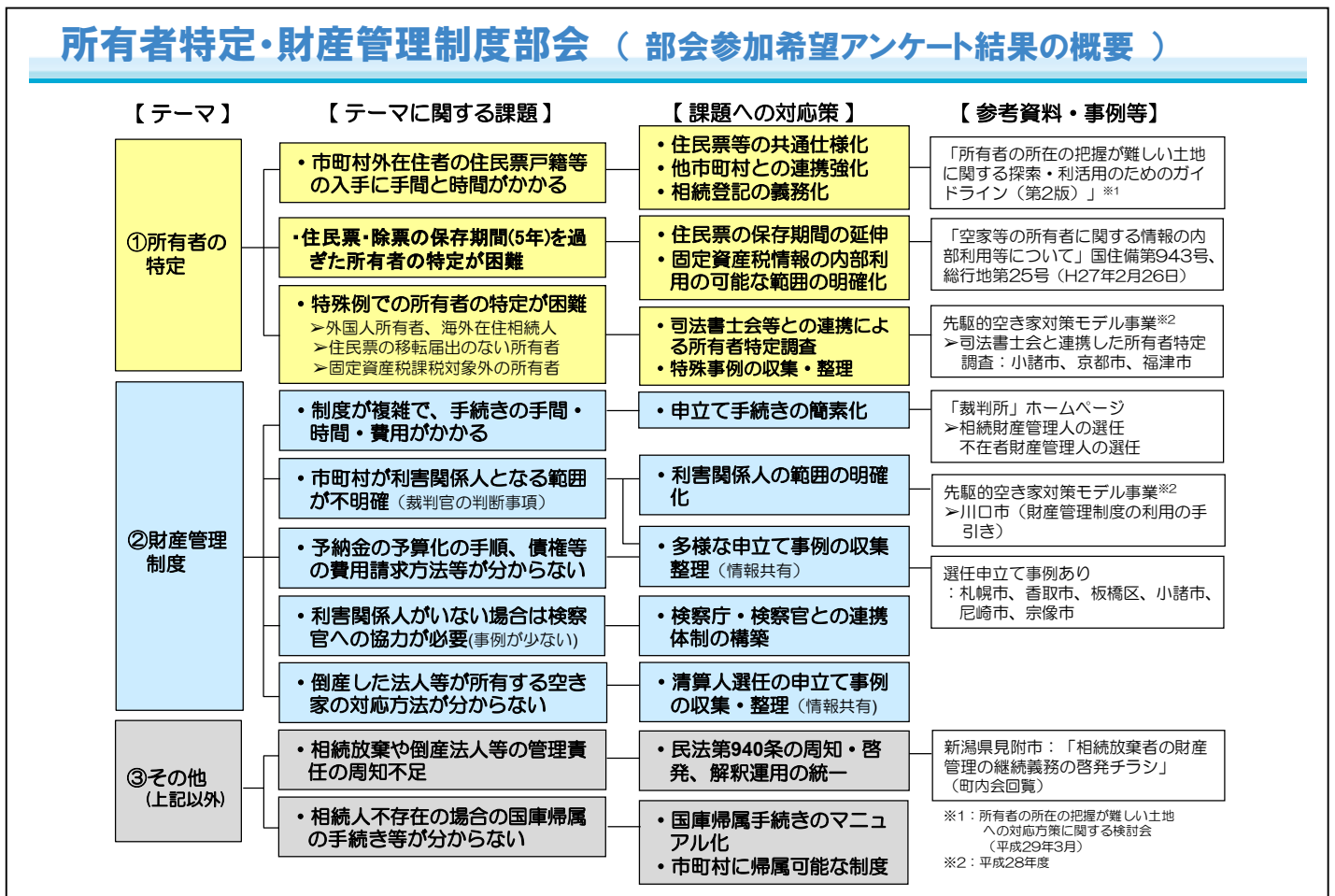


図8 所有者特定・財産管理制度部会（部会参加希望アンケート結果の概要）

⑧ 所有者特定・財産管理制度部会検討課題に係る意見募集の実施

所有者特定・財産管理制度に係る具体的な課題と課題解決策について、所有者特定・財産管理制度部会会員を対象に意見を募集し、市区町村より17件及び有識者より1件回答をいただき、整理した。主に、戸籍情報の保存期間の延伸、不動産登記の義務化、及び、市区町村を利害関係人と認める範囲の明確化等についての意見を収集できた。

所有者特定等に係る課題及び課題解決策に関するアンケート調査	
団体名	
担当課・係名	
担当者名	
連絡先(TEL番号)	
E-mail	
<b>【問1】所有者特定に係る具体的な課題と課題解決策について</b>	
<p>所有者や相続人の特定に係る課題と課題解決策については、部会参加希望アンケートでもお聞きしましたが、今後、具体的な課題解決策の検討や提案のための基礎資料として、より詳細な課題(阻害要因等)の実態と具体的な課題解決策(先進的取組事例含む)についてお聞きします。下記にできるだけ具体的に記載下さい。なお、総務省や法務省など、他省庁に関する提案・要望等は、例示のように【 】書きで特記下さい。</p>	
<b>所有者特定に係る具体的な課題(阻害要因)</b>	<b>具体的な課題解決方法</b>
<p>例) 住民票・除票の保存期間(5年)を過ぎた所有者の特定が困難</p>	<p>例) 住民票の保存期間の延伸【総務省の通知(改定)】</p>
1	
2	
3	
<b>【問2】財産管理制度の活用に係る具体的な課題と課題解決策について</b>	
<p>第1回部会において要望があった自治体による相続財産管理人や不在者財産管理人の申立事例、検察官による申立事例については、別途、収集し、申立理由や予納金の額等の概要を次回部会で提示予定ですが、ここでは、財産管理制度を活用する際の具体的な課題(阻害要因)と解決策や制度活用上の工夫等についてお聞きします。以下に、できるだけ具体的に記載下さい。</p>	
<b>制度活用に係る具体的な課題(阻害要因)</b>	<b>具体的な課題解決方法・制度活用上の工夫</b>
<p>例) 自治体が利害関係人となり相続財産管理人を申立てる場合の判断が裁判官によって異なる</p>	<p>例) 利害関係人となる範囲の明確化について裁判所等への働きかける【法務省】</p>
1	
2	

図9 所有者特定等に係る課題及び課題解決策に関するアンケート調査

⑨ 財産管理制度活用事例調査の実施

財産管理制度活用事例について、一部の市区町村を対象に情報提供を依頼し、市区町村より 30 件回答をいただき、分析・整理した。申立人・財産管理人の内訳、土地・建物の概要、相続人等の利害関係人、市区町村の債権の有無と申立理由、予納金、手続き状況等に係る情報を収集できた。

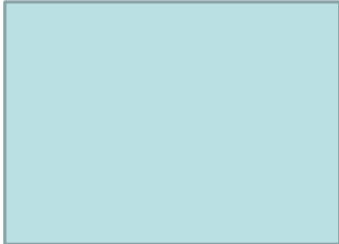

相続財産管理人の選任申立事例①（〇〇県△△市）		記載要領
<b>■事例の概要</b>		<b>■写真</b>
担当部署	〇〇部△△△課◇◇◇係	 申立前又は略式代執行等の前   解体・除却後等  <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             ※写真は、進捗状況によっては申立時や特定空家等の写真のみでも可           </div>
相続放棄人	〇名	
市町村の債権の有無	滞納税や略式代執行費用などの債権の有無	
申立理由	債権の回収や債権がない場合の申立理由などを具体的に記載	
申立書の作成主体	職員（自前）、委託など作成主体を記載	
予納金の額（万円）	予納金の額を万円単位で記載	
予納金の工面方法	予算措置、予備費の充当などの費目を記載	
裁判所への申立日	平成〇〇年△月◇日	
裁判所が選任した財産管理人	平成〇〇年△月◇日（公告） 選任された財産管理人の内訳（例）弁護士	
制度活用上苦労した点・工夫点	例えば、申立書類作成準備での相続放棄の確認や書類作成などの苦労した点、上申書提出など手続きの迅速化や予納金の低減に向けた工夫点、裁判所との交渉など、具体的に記載	
現在の進捗状況	例えば、財産管理人による任意売却手続き中、財産管理人から債権納金、裁判所から予納金の返納など現在の進捗状況を記載	
その他	上記以外に特筆すべき事項があれば記載	

図 10 財産管理制度活用事例回答（記載要領）

⑩ 第 2 回所有者特定・財産管理制度部会の開催

平成 30 年 2 月 5 日に第 2 回所有者特定・財産管理制度部会を開催した。⑧及び⑨の調査結果をもとに課題・対策案等について意見を出し合い、検討が行われた。

主に、勤務先情報の開示、相続登記の義務化、住民票の除票・戸籍の附票についての保存年限の延長、他市町村への不明所有者の問い合わせ、相続放棄の申述の有無の照会手続きの簡素化、外国籍の空き家所有者の対応、行政の内部情報、郵便局等の転居先情報、銀行の登録情報、刑務所に収監されている空き家所有者対応、市外居住所有者への働きかけ、財産管理制度の活用の際の戸籍要件、国庫帰属の手続き等について議論された。

⑪ 第 1 回空き家バンク部会設置

空き家バンク部会への参加の意向をいただいた市区町村より、実績・地域性等を考慮して部会員（19 団体）を選定し、平成 29 年 12 月 8 日に第 1 回空き家バンク部会を開催した。当部会の設置要綱及び部会長を決定するとともに、②の調査結果をもとに今後の部会の検討方向（空き家バンクの登録促進事例調査の実施等）についての検討が行われた。検討の結果、空き家バンクの登録物件の伸び悩みと利活用についての課題が多いことが確認でき、今後、他の市区町村の先進的事例・意見を求

め、これら事例・意見等をもとに、より良い空き家バンク、又は空き家を無くしていくシステムを考えていくこととした。

⑫ 空き家バンク登録促進事例収集

空き家バンク登録促進事例について、空き家バンクを運営している市区町村を対象に情報提供を依頼し、241件回答をいただき、整理した。次回空き家バンク部会において、この整理した資料をもとに空き家バンクの運営について協議・検討を行う予定である。

⑬ 空き家対策に係る支援制度等の調査の実施

空き家対策に係る支援制度及び各種手引き等の資料について都道府県を対象に、並びに、空き家対策に係る支援制度、空き家法に基づく措置の実施状況、及び固定資産税等の住宅用地特例の適用対象からの除外等について全市区町村を対象に情報提供を依頼し、回答を整理した。

ただし、1,788団体に調査を依頼し、763団体の回答（平成30年3月23日時点）しか得られなかった（回答率：約42.7%）ため、今後、回答されていない正会員に対して再度回答を求め、最終的に得られた回答は、企画・普及部会において検討し、及び会員内において情報共有することを目指す。回答いただいた支援制度情報については、検索サイトにより公表することを検討し、外部仕様を決定、及びテストサイトにおいて構築を行った。

⑭ 全国空き家対策推進協議会ホームページの構築

会員が空き家対策に取り組むにあたって有効な情報を提供するためにホームページを構築・公開した。また、このホームページにおいて、会員同士が意見を交換、及び情報共有を可能にするため、掲示板機能を付与した。当掲示板においては、平成29年度内に20件の投稿があり、議論された。



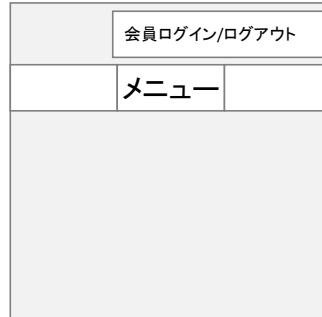
図 1 1 全国空き家対策推進協議会ホームページ

## サイト構成

- メインサイト  
＜一般公開＞



- 会員サイト  
＜ID/PWでログイン＞



**ポイント** サイトを一般向けと会員向けとに区分させ、会員等を限定とした情報を提供する。この他、会員等を限定とした掲示板の使用を可能とする。

図 1 2 全国空き家対策推進協議会ホームページ サイト構成

## メインサイトの掲載情報

### メインサイト(一般公開)

No.	項目	内容	備考
01	設立趣旨	設立趣旨 協議会の構成 主な活動内容	
02	ニュース	活動状況報告(3部会の部会活動状況報告)	
03	入会のご案内	入会案内	
04	正会員一覧	正会員の一覧	
05	協力会員情報等	協力会員/顧問の一覧	協力会員の概要・各地域の支部情報掲載、及び協力会員のホームページヘリンクについて協力会員の了承を得てから実施
06	会員ログイン	ログイン案内	
07	お問い合わせ/ご意見ご要望	お問い合わせ/意見・要望の連絡案内	

15  
図 1 3 全国空き家対策推進協議会ホームページ メインサイトの掲載情報

## 会員等限定サイトの掲載情報

### 会員等(正会員、協力会員、顧問、事務局等)限定サイト

No.	項目	内容	備考
01	トップページ	会員サイトログインの案内	
02	登録情報変更	担当者情報等の変更	
03	正会員一覧	担当者の詳細情報	団体名/担当者名/電話/メール
04	掲示板	投稿/コメント	事務局からの情報発信 会員間の情報交換 など
05	部会情報	部会情報	
06	事務局からのお知らせ (一覧&詳細)	事務局からのお知らせ	
07	会員ログアウト	ログアウトの案内	

図 1 4 全国空き家対策推進協議会ホームページ 会員等限定サイトの掲載情報

### (3) 成果

- ① 開催した部会の開催及び全国の市区町村等に対する調査により協議会に提供された空き家対策に係る課題及び意見等はとても貴重であり、これら課題・意見等を整理したことは、今後の空き家対策の円滑な実施において有効な検討材料になり、最も大きな成果と考えられる。
- ② 空き家対策に係る情報共有の場として、全国空き家対策推進協議会会員等限定の掲示板を作成したが、会員となる全国の市区町村が簡易に利用でき、多くの情報・考え方を集約できるため今後の空き家対策に係る検討において有効なツールと考えられ、成果の一つである。
- ③ 本協議会の設立・運営状況を報告・公表することは、各地域の地方公共団体により同様な協議会を設立することを検討される場合の参考になり、成果の一つと考えられる。

## 3. 評価と課題

### ① 空き家対策に係る課題検討について

空き家対策に係る課題の回答は1つではなく、多々あり、これら課題解決のためには、多様な分



野の専門家の考え・意見、及び、全国の市区町村において取り組まれているできる限り多くの事例を参考に、各市町村が検討を重ねてより良い方策を見出していくべきものと考えられる。

② 空き家対策に係る課題の検討方法について

空き家対策に係る課題の検討方法について、今回、企画・普及部会においてワークショップによる検討等を実施してみたが、今後も、短い時間との関係のなか、有効である方法を模索して行きたい。

③ 空き家対策に係る課題検討の現状について

全国の地方公共団体の参加し、各団体が抱える空き家対策に係る課題に対応する部会を設置し、情報共有や共通認識の醸成など議論を進めたが、課題に対する討議や課題解決のための実施事例の収集など、事業期間が短いこともあり不十分となった。

#### 4. 今後の展開

各部会とも部会員が全国に分散していることから、掲示板の活用と並行して、今後、部会の開催方法(テーマ毎や地域性を考慮した分科会設置するなどの実質討議可能な検討体制等)等を検討する必要がある。今後は、部会において、収集した課題に対する解決策案の是非の検討、及び、更なる取組事例の収集及び情報提供による会員同士の情報共有を図りたい。この他、全国空き家対策推進協議会ホームページより空き家対策に有効な多くの情報を会員に提供して行きたい。

■事業主体概要・担当者名			
設立時期	平成20年8月		
代表者名	室木 真則		
連絡先担当者名	岡田 博		
連絡先	住所	〒162-0825	東京都新宿区神楽坂一丁目15番地神楽坂1丁目ビル6階
	電話	03-5229-7560	
ホームページ	<a href="http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp">http:// www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp</a>		